

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	2

- 告示**
- 自衛官の募集期間(五〇七・総務課)……………1
 - 自衛官採用試験の試験期日等(五〇八・総務課)……………1
 - 家畜伝染病の発生(五〇九・農畜産振興課)……………1
 - 争議行為の予告(五一〇・雇用労働政策課)……………1
 - 公共測量実施の通知(五一一・建設管理課)……………1
- 公告**
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………2
 - 県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)……………2

告 示

秋田県告示第五百七号
 平成十九年度第三回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年十月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百八号

平成十九年度第三回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成十九年十月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百九号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年十月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

試験期日	試験場		募集地域
	名称	位置	
自衛隊秋田地方協力本部	自衛隊秋田地方協力本部	秋田市山王四丁目三番三十号	秋田県全域
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	
自衛隊秋田地方協力本部大館出張所	自衛隊秋田地方協力本部大館出張所	大館市赤館町三番三三三号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡
	自衛隊秋田地方協力本部能代地域事務所	能代市花園町二十六番二十二号	
自衛隊秋田地方協力本部秋田募集案内所	自衛隊秋田地方協力本部秋田募集案内所	秋田市茨島二丁目八番二十四号	秋田市 男鹿市 湯上市 南秋田郡
	自衛隊秋田地方協力本部由利本荘地域事務所	由利本荘市給人町七番三三三号	
自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所	自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所	大仙市大曲町二十一番五号	大仙市 仙北市
	自衛隊秋田地方協力本部横手地域事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	
自衛隊秋田地方協力本部雄勝郡	自衛隊秋田地方協力本部雄勝郡	横手市湯沢市	雄勝郡
	自衛隊秋田地方協力本部湯沢市	湯沢市	

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑い患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生年月日
----------	-------	-----------	----	----------	-------

流行性脳脊髄炎	患畜	一頭	大仙市	平成十九年十月十二日
---------	----	----	-----	------------

秋田県告示第五百十号

平成十九年十月九日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、公表する。

平成十九年十月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

- (一) 賃金の改善に関する事。
- (二) 諸手当の改善に関する事。
- (三) 要員確保に関する事。
- (四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十九年十月三十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にあつて行ふ。

三 場所

- 鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角総合合病院
- 北秋田市花園町十番五号 北秋中央病院
- 能代市落合字上前田内 山本総合合病院
- 南秋田郡八郎潟町川崎字保三三七番地 湖東総合合病院
- 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 秋田組合総合病院
- 由利本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
- 大仙市大曲通町一番三十号 仙北組合総合病院
- 横手市前郷字八ツ口三番一 平鹿総合合病院
- 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 雄勝中央病院
- 秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第五百十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり男鹿市長から公共測量実施の通知があつたので、同法第三十九条において

準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年十月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 作業の種類

公共測量

二 作業を行う地域

男鹿市男鹿中滝川地内

三 作業を行う期間

平成十九年九月二十五日から平成二十年三月二十日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年十月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年十月十五日県営土地改良事業（土崎・小荒川地区経営体育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄